

基本理念について

◎新庁舎建設基本構想における『基本理念』の道内自治体事例

【旭川市】

『市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター』

【富良野市】

『人、まち、自然をつなぎ、次世代の子どもたちへつなぐ庁舎』

【新十津川町】

『笑顔あふれる未来のまちへみんなで創る100年庁舎』

【津別町】

『つながりがにぎわいを生む、歩いて暮らせるコンパクトシティ』

【美幌町】

『ひとがつながる場所（まち）』

公共施設が、

みなさんにとって、より安心して利用できる場所であるように、
 みなさんにとって、より親しめる場所であるように、
 みなさんにとって、より便利な場所であるように、
 そこに集い、そこでつながる、そんな配置を目指していきます。
 （美幌町公共施設等総合管理計画の基本理念を使用）

【岩見沢市】

市庁舎は、地方公共団体の責務である市民の安全安心な暮らしを守る拠点となる施設です。新庁舎建設においては、市民が利用しやすく、簡素で機能性と経済性に優れ、総合的な防災・災害復旧の拠点となる機能を備えるとともに、時代の変化に柔軟に対応できる庁舎づくりを目指します。

【砂川市】

1. 市民の安全・安心を支える庁舎
2. ユニバーサルデザインの導入や省資源・省エネルギーに対応した人と環境に優しい庁舎
3. 市民に親しまれ、市民交流・協働の拠点として開かれた庁舎
4. 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎

第3章 新庁舎の基本理念、基本方針について

3-1 基本理念

現庁舎の課題や新庁舎の果たすべき役割などの整理をもとに、より充実した市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

基本理念

3-2 基本方針

基本理念に基づき、より具体化した基本方針として、これまでの検討経緯や市民等の意見を踏まえ以下のとおり設定します。

